

第3期

木島平村子ども・子育て支援事業計画

《 令和7年度～11年度 》



令和8年1月 改訂

長野県 木島平村

《 目 次 》

第1章	計画の概要	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	2
第2章	子どもを取り巻く現状と課題	4
1.	統計からみる本村の現状	4
2.	ニーズ調査の結果概要	5
3.	子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	16
第3章	計画の基本的な方向性	18
1.	基本理念	18
2.	基本目標	19
3.	教育・保育提供区域	20
4.	施策体系	20
第4章	事業計画	21
1.	次代を担う人づくり	21
2.	安心して産み育てることのできる環境づくり	24
3.	地域全体で子育てを支援する社会づくり	29
第5章	計画の推進体制	31

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国の出生数は年々減少しており、少子化は急速に進行しています。核家族化や高齢化の進行、就労・雇用形態の変化等により家族や地域、子どもや子育てを取り巻く環境は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」

（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、平成27年度から施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の総合的な推進が行なわれています。

また、令和元年10月からは、保護者の負担軽減を図ることですべての子ども達に質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的に幼児教育・保育の無償化が始まりました。

加えて、令和5年には、「こども基本法」が施行されるとともに関連政策について諸官庁の取り組みを含めて統括する「こども家庭庁」が創設され、令和6年に児童福祉法が改正されたことで、子育てに困難を抱える世帯への包括的、一元的な支援のための推進体制がより強化されています。

本村では、平成27年度から令和元年度を第1期、令和2年度から令和6年度を第2期とした「木島平村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。引き続き、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境整備を推進するため、これまでの第2期計画を検証し、見直しを行なうとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した「第3期木島平村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけます。

また次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を包含します。

本計画は、本村の最上位計画である「木島平村第7次総合振興計画」の方向性を踏まえるとともに、木島平村教育大綱その他個別計画及び長野県の関連計画との整合性を図るものとします。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に質する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活の両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画内容と実際の状況に乖離が生じた場合、社会情勢や国の方向性等に変化が生じた場合については、計画期間内においても随時見直しを行なうものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
木島平村 子ども・ 子育て支援 事業計画	第3期木島平村子ども・子育て支援事業計画					次期計画
見直し					見直し	

4. 第2期計画（令和2年度～6年度）の主な取組実績

（1）教育・保育サービス

（人）

【1号認定】 区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0
2号認定	103	107	86	90	71	83	62	68	60	70
3号認定(0歳児)	6	6	6	13	6	11	6	1	6	7
3号認定(1.2歳児)	26	25	25	38	24	36	24	34	24	33

（2）放課後児童クラブ

（人）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	90	76	90	65	94	69	89	87	83	71

（3）延長保育事業

（人）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	15	49	15	33	15	35	15	20	15	31

（4）乳児家庭全戸訪問

（人）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	20	20	20	22	20	15	20	11	20	(6)

（5）一時預かり事業（幼稚園型を除く）

（人）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	40	33	40	15	40	13	40	22	40	7

（6）病後児保育

（人）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	5	1	5	5	5	1	5	8	5	2

（6）地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）

（組）

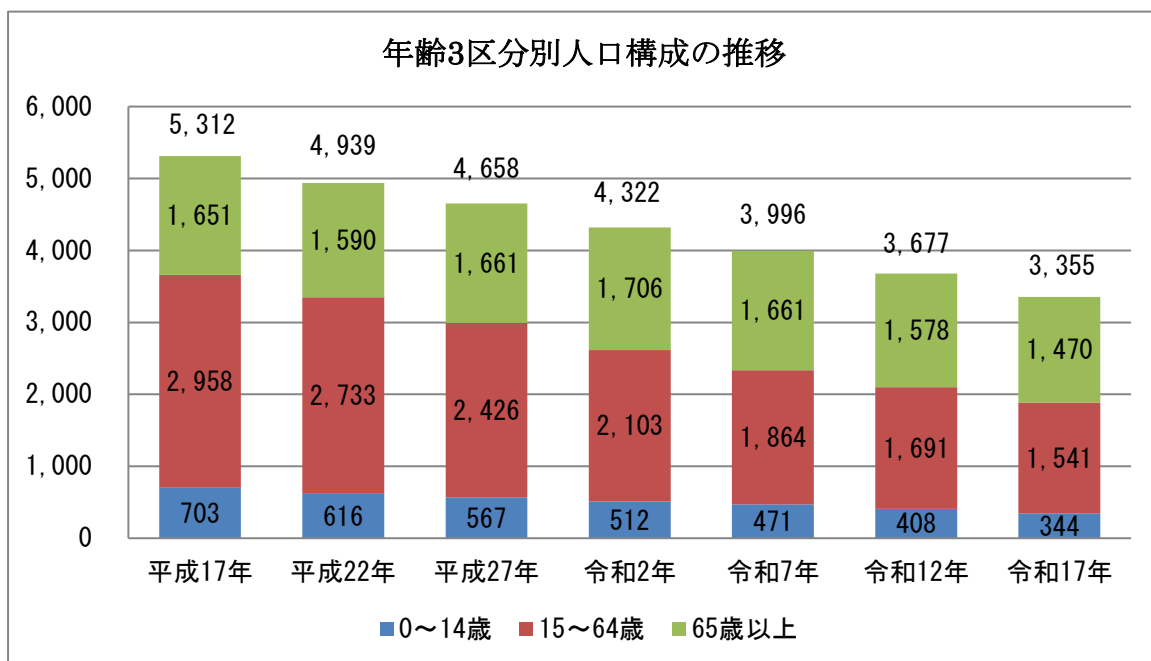
区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	700	655	700	685	700	775	700	530	700	(490)

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

1. 統計からみる本村の現状

(1) 人口の推移

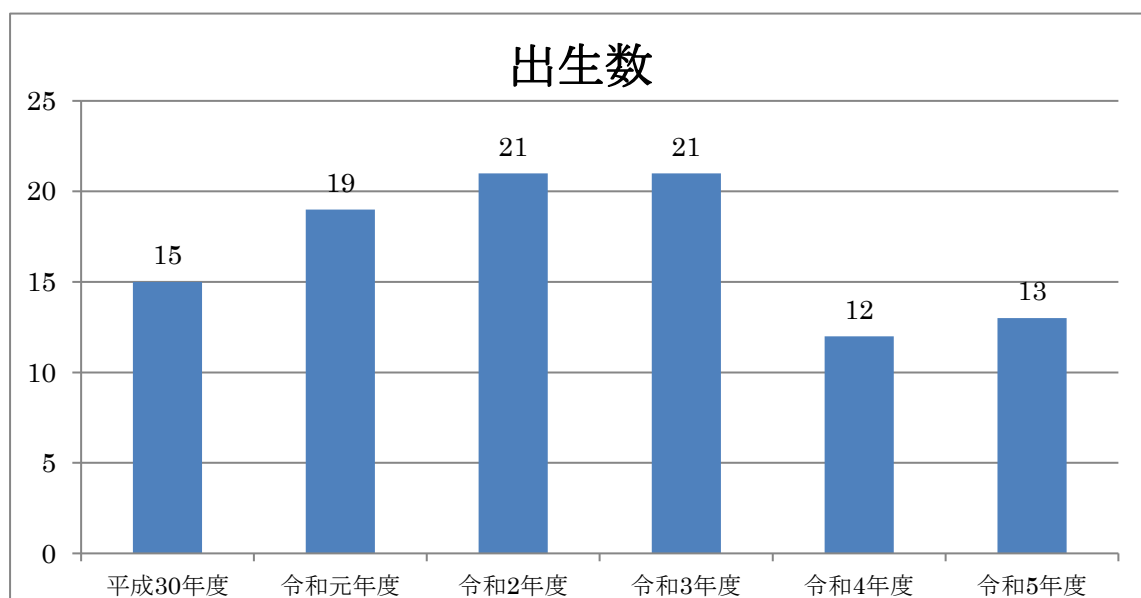
本村の人口は、年々減少しており、令和2年度国勢調査では4,322人となっています。今後の推計においても総人口の減少傾向が続き、令和17年には3,355人となることを見込まれています。



資料：～令和7年 国勢調査
令和7年～ 木島平村第7次総合振興計画

(2) 出生数の状況

出生数は平成29年度から20人前後に減少した後、平成30年以降10人前後となる年もあるなど、急激な減少が見られます。



2. ニーズ調査の結果概要

(1) 調査概要

本計画の策定資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的として、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

●ニーズ調査の概要

	内 容
調査地域	木島平村全域
調査対象者	木島平村在住の小学校3年生以下の子どもを持つ全世帯 (1世帯に小学校3年生以下の子どもが2人以上いる場合は、 年齢の若い子どもが対象)
調査期間	令和6年2月13日～令和6年2月29日
調査方法	郵送または小学校・保育園を通じて配布・回収

●ニーズ調査の回収結果

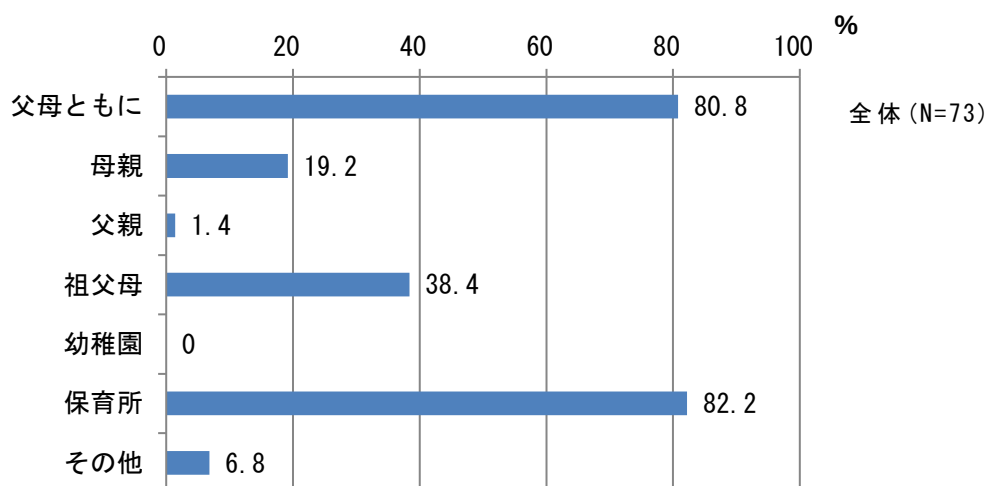
調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	103 件	73 件	70.8%
小学生	53 件	29 件	54.7%
合計	156 件	102 件	65.3%

(2) 結果概要

①子育てに日常的にかかわっている人・施設

「父母ともに」が80.8%と最も高く、次いで「保育所」が82.2%、「祖父母」が38.4%となっています。

■子育て（教育を含む）に日常的にかかわっている人・施設（複数回答）

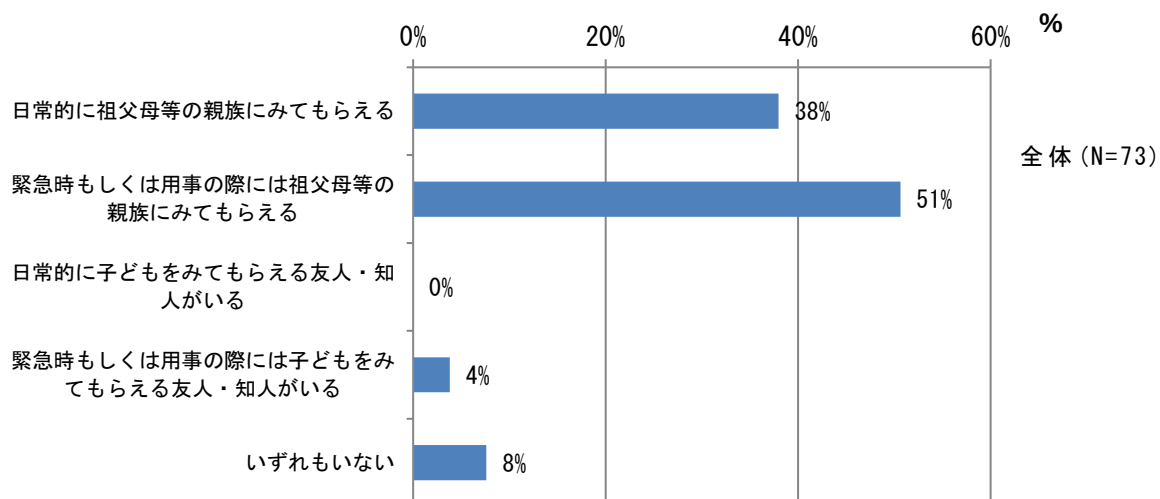


②日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が54.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」とが同じ41.1%となっています

■日頃子ども見てもらえる親族・知人の有無（複数回答）

全体 (N=79)

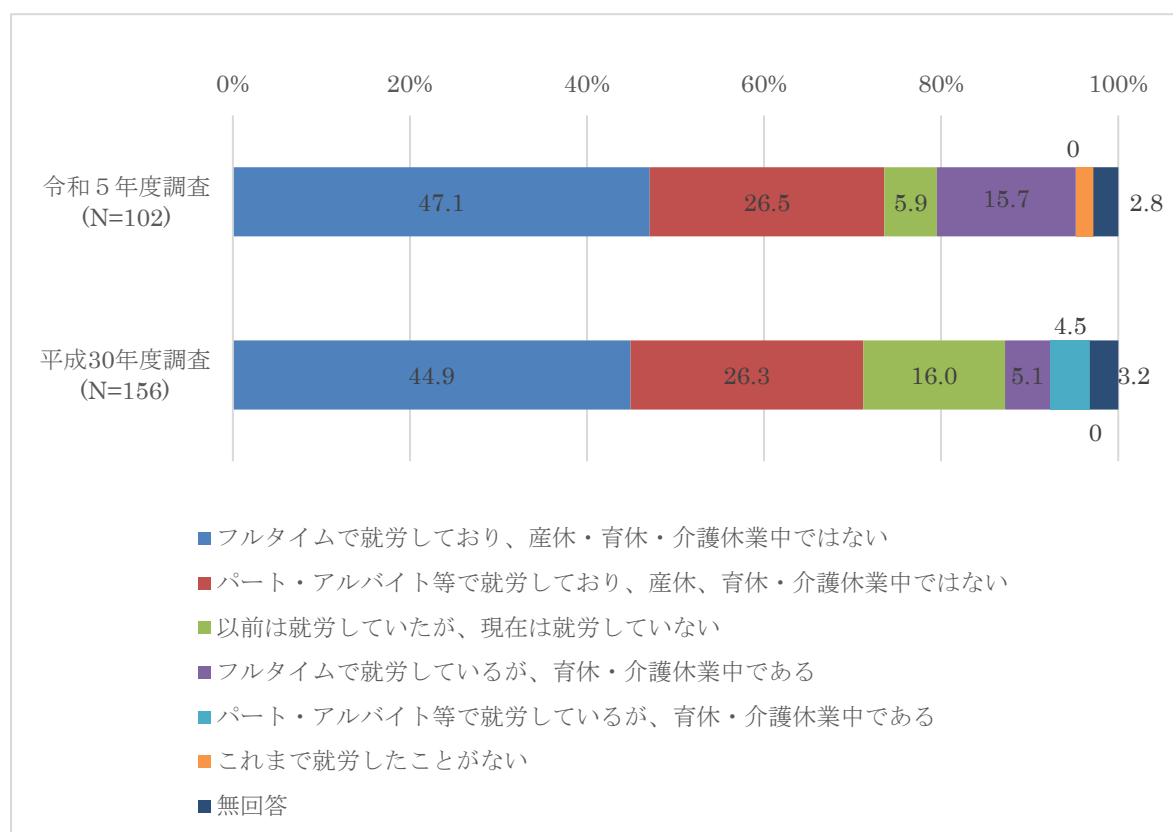


③母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 47.1%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 35.3%、「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 6.9%、「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中である」が 5.98%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 19.4%低くなった一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 19.3%高くなっている。

■母親の就労状況

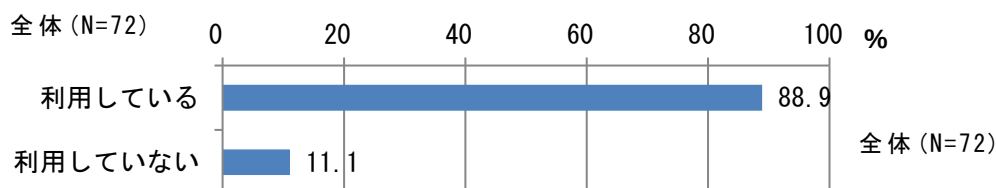


※平成 30 年度調査とは、「木島平村子ども・子育て支援計画」を策定するにあたり実施した、子ども・子育てに関するアンケート調査を指します。

④平日に定期的な保育・教育の事業の利用状況・利用希望

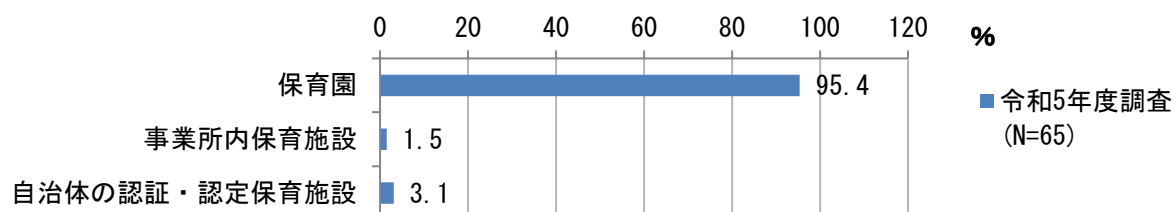
■平日に利用している人の割合

「利用している」が 88.9%、「利用していない」が 11.1%となっています。



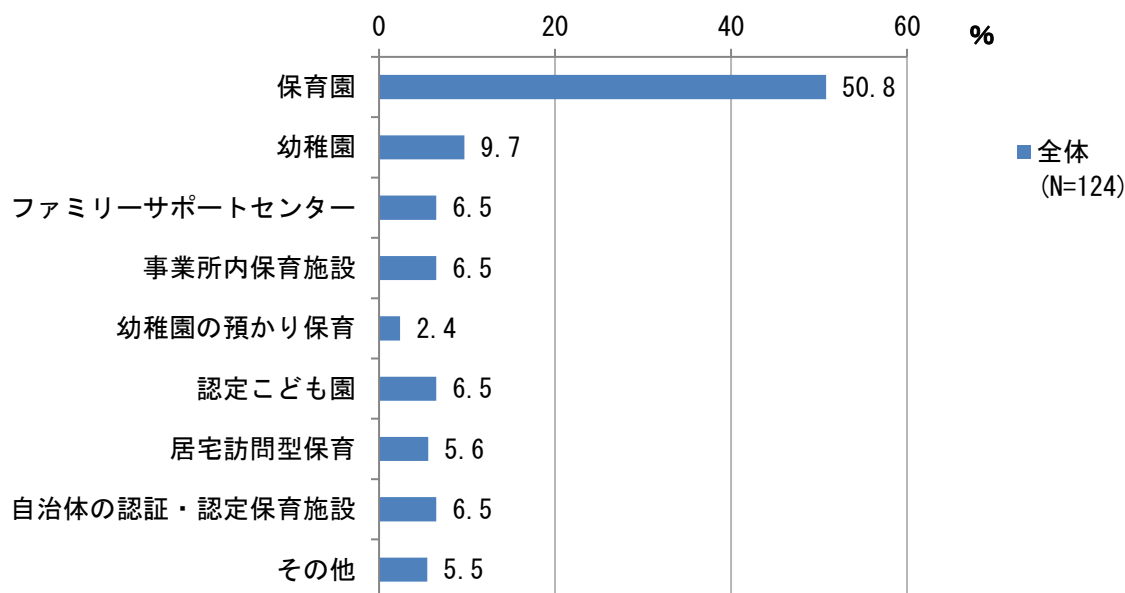
■平日に定期的に利用している事業

「保育園」が 95.4%と最も高く、次いで「自治体の認証・認定保育施設」が 3.1%となっています。



■平日に定期的に利用を希望する事業（複数回答）

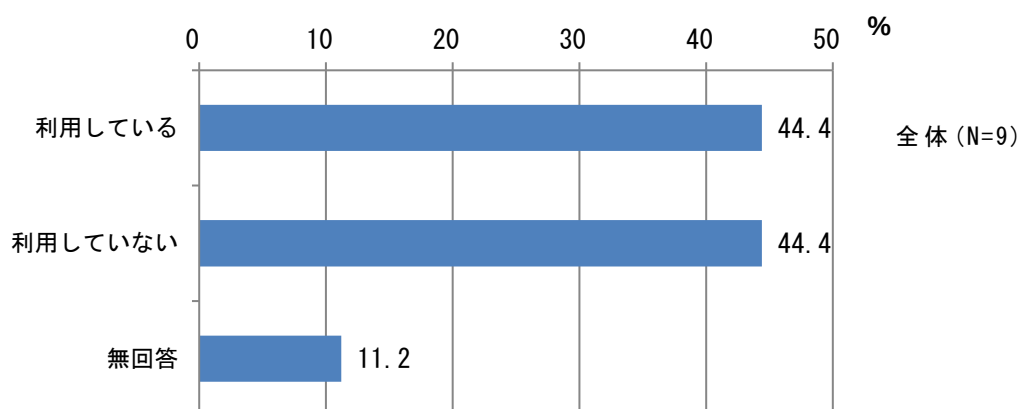
「保育園」が 50.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が 9.7%となっています。



⑤子育て支援事業の利用状況・利用希望

子育て支援事業（親子が集まって過ごしたり、相談、情報提供などの場。村ではおひさま保育園に隣接している子育て支援室の「おひさま広場」「おひさま教室」等）の利用の有無は、保育園等へ入所していないと回答した方で「利用している」は44.4%、「利用していない」が44.4%となっています。

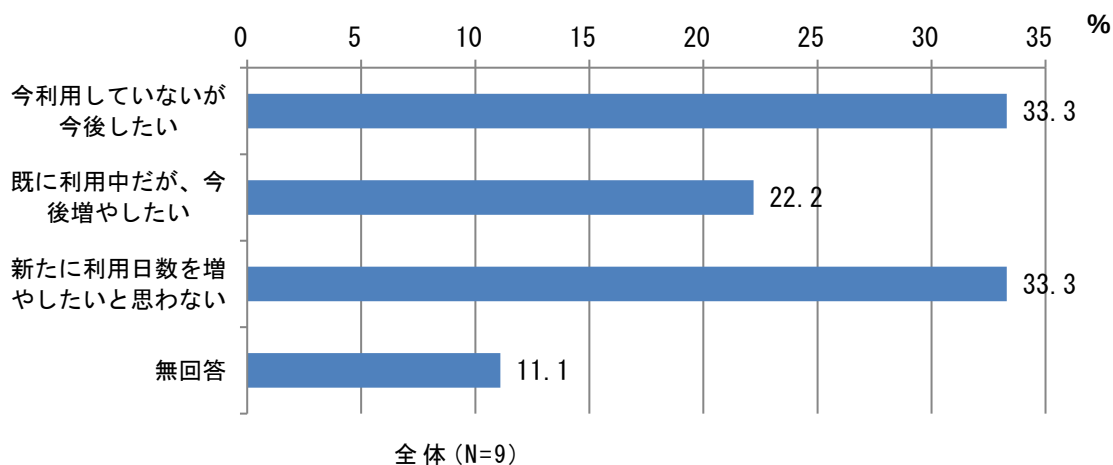
■子育て支援事業の利用状況



※「定期的に保育・教育事業を利用していない」と回答した方のみ

■子育て支援事業の利用希望

保育園等へ入所していないと回答した方で、「今利用していないが今後したい」と「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が33.3%と最も高く、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が22.2%となっています。



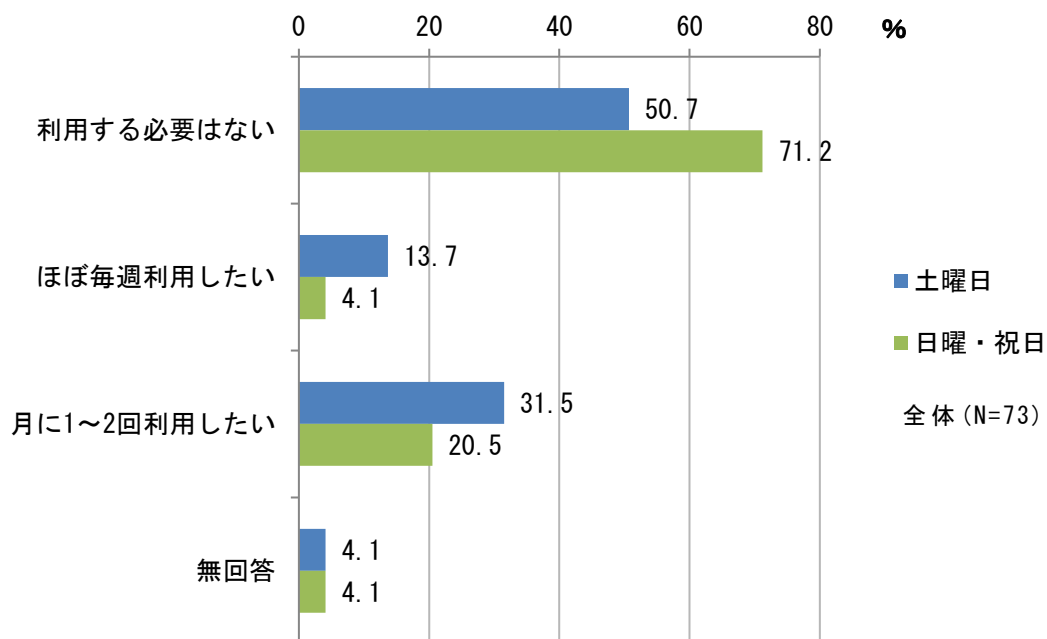
※「定期的に保育・教育事業を利用していない」と回答した方のみ

⑥土曜日・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日は、「利用する必要がない」が 50.7%と最も高く、次いで「月に 1 ～ 2 回利用したい」が 31.5%となっています。

休日は、「利用する必要がない」が 71.2%と最も高く、次いで「月に 1～2 回は利用したい」が 20.5%となっています。

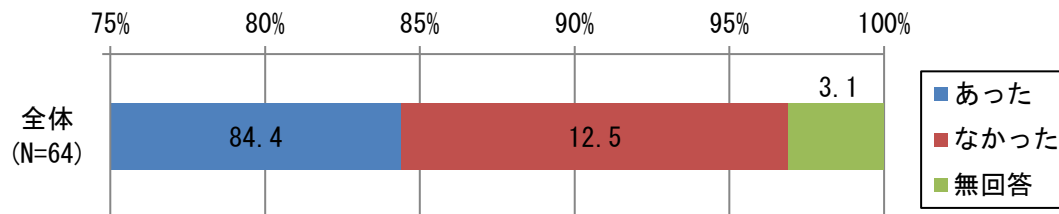
■土曜日・休日の利用希望



⑦病気の際の対応について

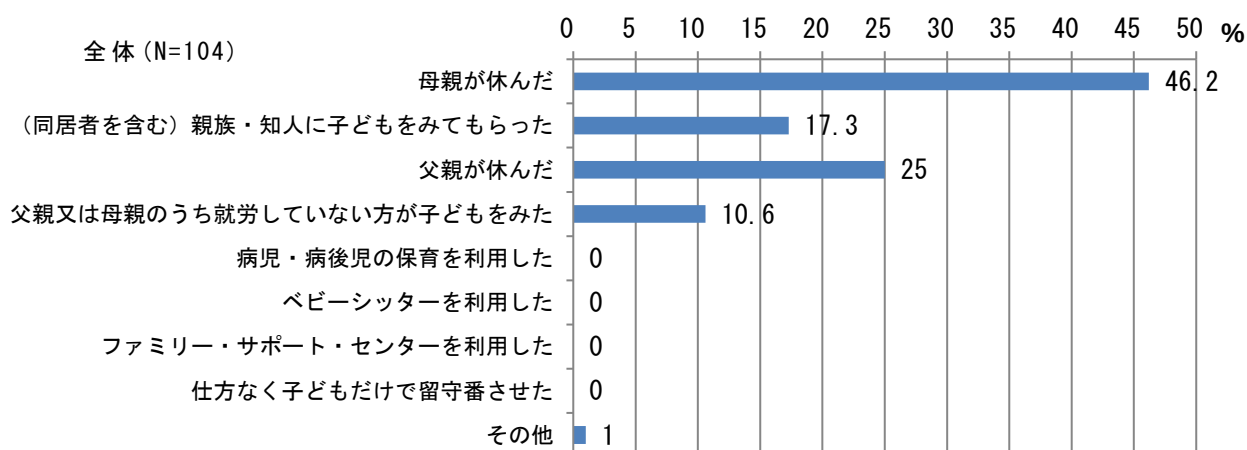
■病気やけがで教育・保育事業が利用できなかったことの有無

病気やけがで教育・保育事業が利用できなかったことの有無は、「あった」が84.4%、「なかった」が12.5%となっています。



■病気やけがで教育・保育事業が利用できなかった際の対処方法（複数回答）

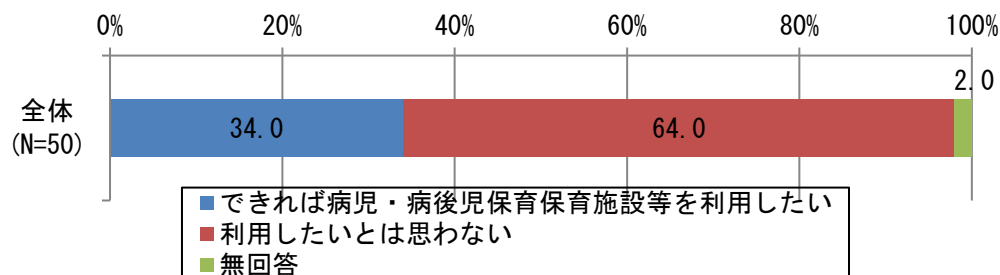
病気やけがで教育・保育事業が利用できなかった際の対処方法は、「母親が休んだ」が46.2%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が25.0%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が17.3%となっています。



※病気やけがで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と回答した方のみ

■病児・病後児のための保育施設等の利用希望

「利用したいとは思わない」が64.0%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が34.0%となっています。

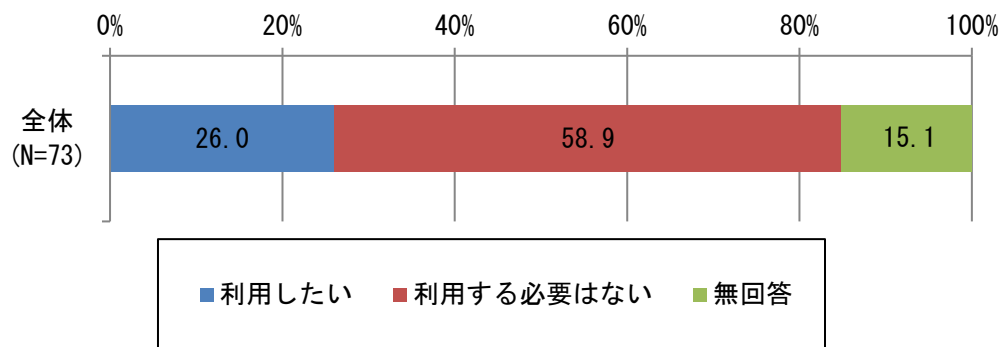


※病気やけがで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と回答した方のみ

⑧一時保育等の利用希望について

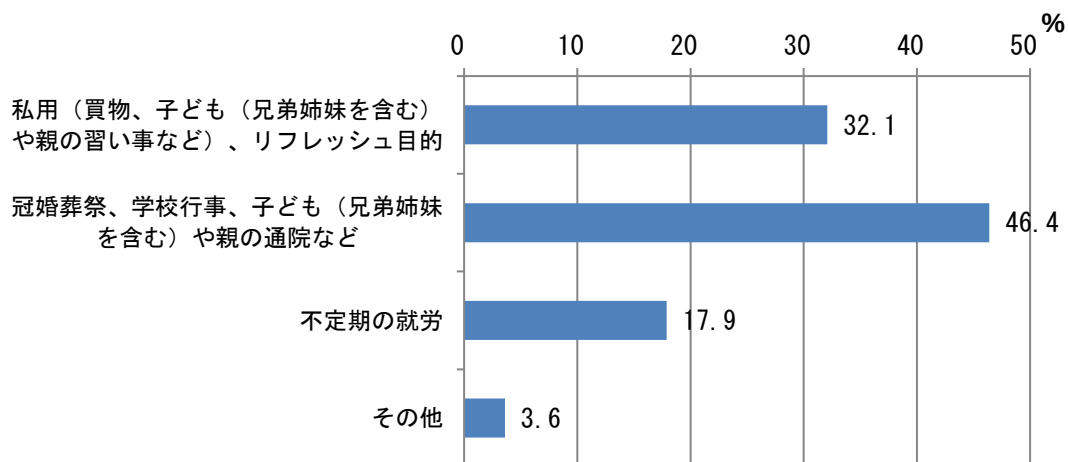
「利用する必要はない」が 58.9%、「利用したい」が 26.0%となっています。

■一時保育等の利用希望



■利用したい目的（複数回答）

「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が 46.4%、
 ついで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事など）、リフレッシュ目的」が 32.1%となっています。



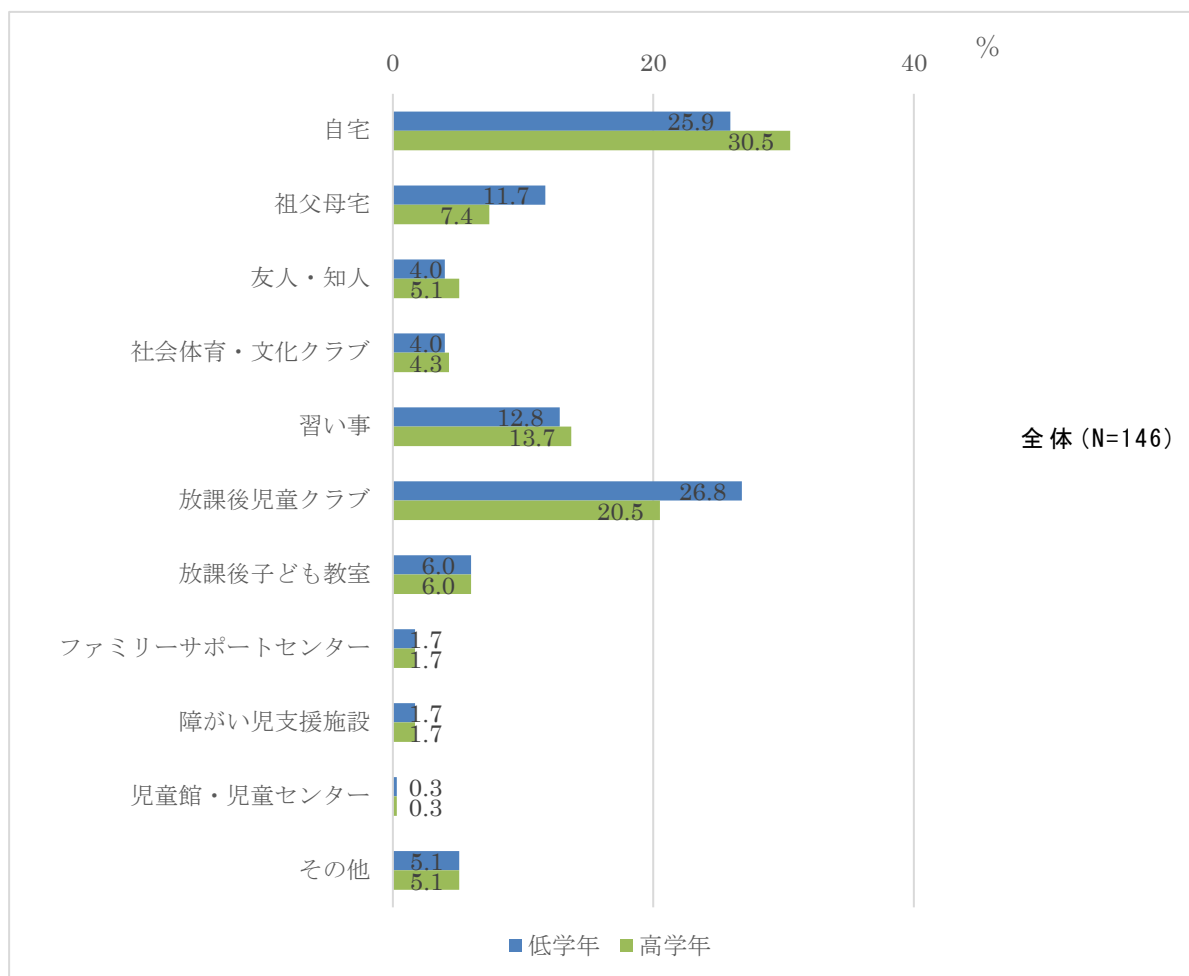
※一時保育等を「利用したい」と回答した方のみ

⑨ 小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について

低学年では「放課後児童クラブ」が 26.8%と最も高く、次いで「自宅」が 25.9%、「習い事」が 12.8%となっています。

高学年では「自宅」が 30.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が 20.5%、「習い事」が 13.7%となっています。

■ 小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所（複数回答）



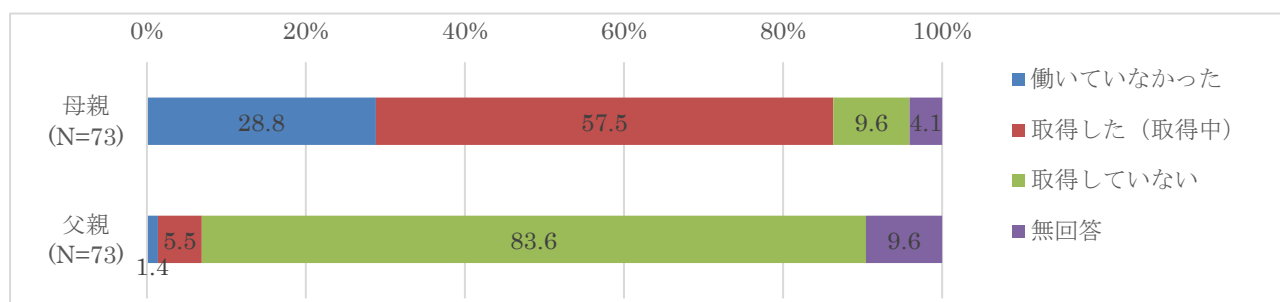
⑩ 育児休業の取得状況について

母親では「取得した（取得中である）」が 57.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」28.8%となっています。父親では「取得していない」が 83.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 5.5%となっています。

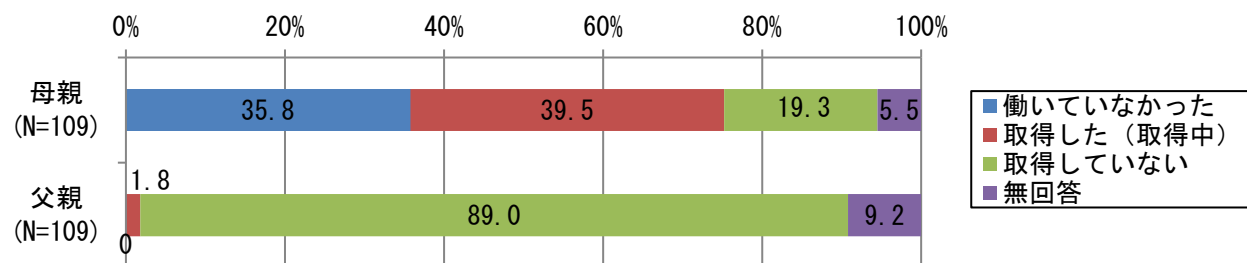
平成 30 年度調査と比較すると「取得した（取得中である）」が、母親では 18.0%、父親では 3.7%高くなっています。

■ 育児休暇の取得状況

令和 5 年度調査



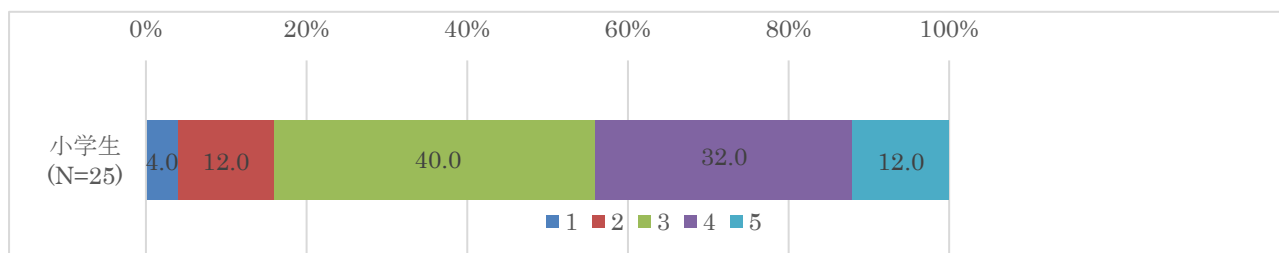
平成 30 年度調査



⑪ 子育て環境の満足度

■ 子育て環境の満足度

満足度を 5 段階で表すと「3」が最も高く、次いで「4」となっています。

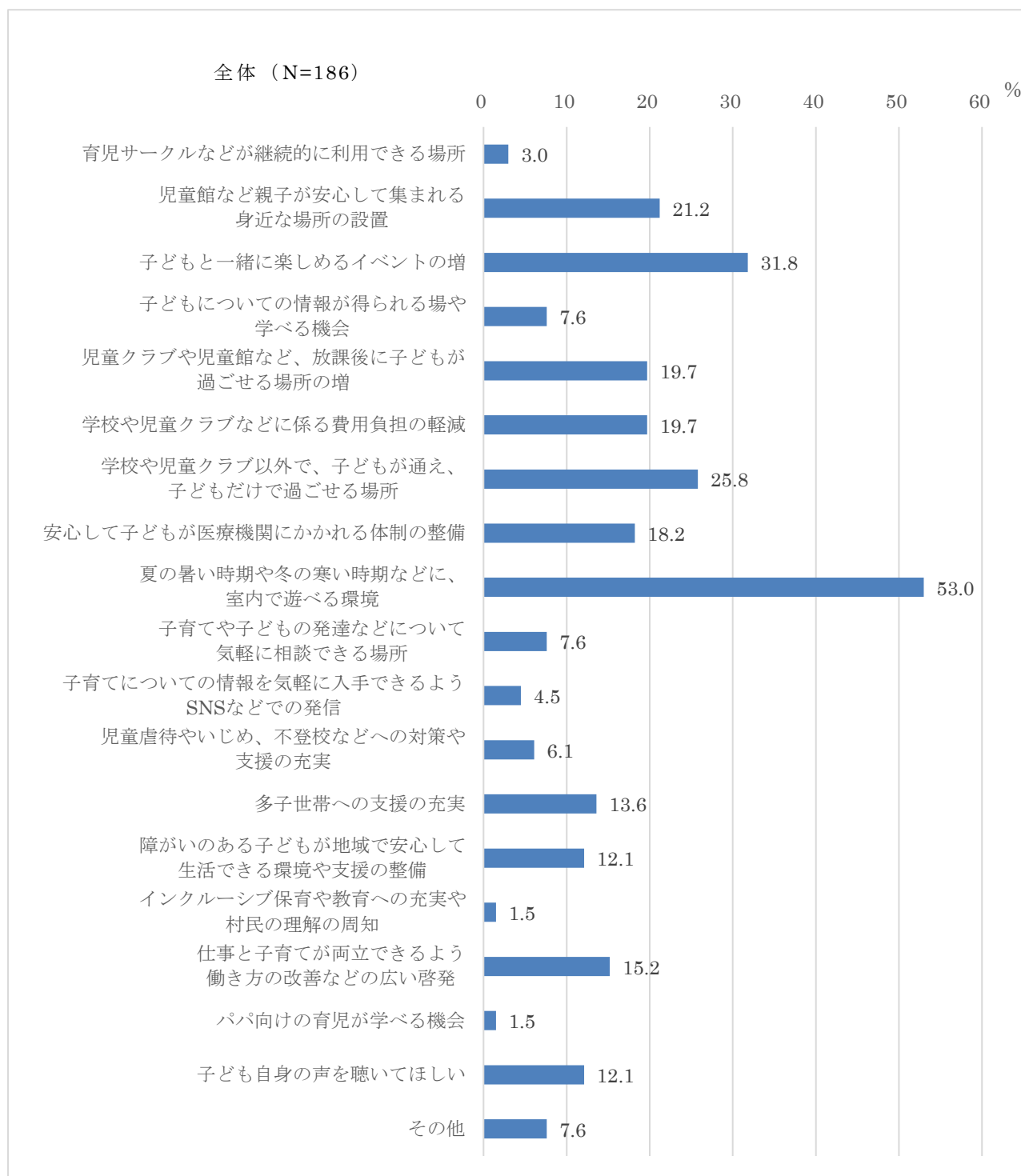


※「無回答」を除く

⑫子育て環境に求めるもの

■村の子育て環境で充実してほしい事柄（複数回答）

「夏の暑い時期や冬の寒い時期などに、室内で遊べる環境」が最も高く 53.0%、次いで「子どもと一緒に楽しめるイベントの増」が 31.8%、「学校や児童クラブ以外で、子どもが通え、子どもだけで過ごせる場所」が 25.8%となっています。



3. 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

(1) 少子化の進行

本村の年少人口は年々減少し、少子化が進んでいます。今後の推計においても乳幼児・児童数の減少が見込まれ、少子化対策は喫緊に取り組むべき課題です。

今後は、児童数や教育・保育ニーズに対応した、子育て支援のための環境整備に加え、行政や関係機関、関係団体、地域等が連携し、安心して生み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援の充実を図る必要があります。

(2) 仕事と子育ての両立

ニーズ調査結果では、母親の就労状況について、令和元年度調査と比較すると、フルタイムで就労している人の割合が増加しています。ニーズ調査結果では、就学後の放課後の過ごし方について、低学年では 25.9%を占めているものの、放課後児童クラブの登録数は年々増加しています。これは、放課後児童クラブで放課後を過ごすことを希望する回答が 28.2%となっていることに起因しています。

保護者が働きながら安心して子どもを育てることができる環境への支援として、引き続き、延長保育や病後児保育、放課後児童クラブ等子どもの預かりや居場所に関する施策の充実を図る必要があります。

(3) 成長過程に応じた子育て支援体制の充実

子育て中の保護者が抱えている悩みは、子どもの成長により異なり、多岐にわたります。ニーズ調査結果では、親族や友人・知人に相談できるとした回答が上位を占める一方、「どこに相談してよいかわからない」「相談先がない」との回答も 4.1%ありました。核家族化やひとり親世帯の増加による影響も今後増加すると考えられ、保護者の孤立を防ぎ、保護者自身が悩みを抱え込むことがないように、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭支援拠点を中心に、既存の施設や仕組みを活用しながら、身近で気軽に相談できる仕組みや、成長段階に応じた相談体制を整備・周知し、切れ目のない子育て支援を推進していくことが必要です。

（４）地域とのかかわり

フルタイムで働く保護者や核家族、ひとり親世帯の増加は、保護者の精神的・時間的な余裕の減少にも繋がっていると思われます。周囲とのかかわりは家庭内や身近なコミュニティに偏りがちとなり、その結果、近所付き合いや地域活動への参加が希薄化しています。子育て世帯の孤立化が進むことで親の育児不安も増大することから、行政をはじめ、事業者や地域コミュニティなど様々な地域資源との連携・協働を図りながら子育てへの理解・関心を促進し、地域全体で子どもを見守り支える村づくりの推進が必要です。

（５）支援が必要な子どもやその家庭への対応

子どもの育ちは、それぞれの個性や発達段階、その子どもを取り巻く環境などにより様々です。特に、虐待、貧困など家庭の状況によって社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な対応が必要です。

障がいや発達が気になる子どもへは、一人ひとりの状態や特性に応じた適切な支援が受けられるよう、行政をはじめ各関係機関が連携し一貫した途切れないサポート体制が必要です。

また、子どもの心身に深い傷を残す児童虐待や、子どもの貧困、ヤングケアラーなど子どもの権利や人権に関する課題も含め、子どもやその家庭が困難を発信・相談できる環境や、早期に発見し必要な支援につなげるための各機関の連携、体制づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な方向性

1. 基本理念

木島平村の最上位計画であり、本計画と同じく令和7年度からスタートする木島平村第7次総合振興計画の基本構想では、「安心して子育てでき、誰もが学び続けられる（基本構想①）」を掲げています。この中で、基本目標として「総合的な子育て環境の充実」を挙げており、めざす姿として「妊娠期前から子育て期まで一連の環境整備により、0歳から18歳までの子ども及び関連する世帯への支援が円滑に行われ、子育て環境が充実しています。」としています。具体的などころでは取り組みを5つ挙げていますが、経済的な面・健康・環境づくり等アプローチの視点は違うものの、「切れ目のない子育て支援の充実」であると言えます。木島平村教育大綱においてもこの構想を継承しており、子育て・教育・文化活動や生涯学習まで幅広く方針を掲げるものとなっています。

保護者にとって妊娠期から子育て期、子どもにとって乳幼児期から青年期までとライフステージが変わっても滞ることのない支援が求められています。その結果、第7次総合振興計画でも重点プロジェクトとして位置付けている少子化対策へも繋がっていくと考えます。

そこで、第3期木島平村子ども・子育て支援事業計画では木島平村教育大綱と足並みを揃え、基本理念を次のように定めます。

**安心して子育てでき、誰もが学び続けられる村
～みんなで育む 子どもたちの未来～**

子どもたちが地域の関わりの中で豊かに育ち、一人ひとりの健やかな成長が等しく保証されるとともに、父母をはじめとした子育てにかかわる人たちのつながりが広がり、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、いきいきと子育てが営まれる村をめざし、取り組みを進めてまいります。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて第2期計画を継承し、以下の3つを基本目標とします。

基本目標1 次代を担う人づくり

すべての子どもの健やかな育ちのために、木島平型教育を推進・充実・展開を図ります。特に子どもたちの基礎が形づくられる就学前においては、保育サービスの充実と質の向上を図り、幼児期の遊び等を通じて非認知的能力が育まれるよう、育ちの環境を整備します。また、子どもの生きる力の育成に向けて保・小連携のための環境等を整備します。

基本目標2 安心して産み育てることのできる環境づくり

妊娠期から子育て期にわたり、親と子が健やかに過ごすことができるよう、子ども家庭センターを設置し、関連機関が適切に連携をしながら切れ目ない支援と相談体制の充実を図ります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の状況等により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、すべての子どもと子育て家庭が安心できる環境の中で健やかに育つことができるよう支援を行ないます。

基本目標3 村全体で子どもや子育て家庭を支える地域づくり

保護者が社会から孤立せず、子育て世帯が安心して産み育てられる環境を目指し、地域全体ですべての子どもの健やかな成長を見守り、支援していくことが重要となります。子育てに関する講座や情報発信などを積極的に行い、子育てへの理解・関心を促進します。また、村の自然環境を活かしながら、多世代交流などを通して子どもと地域・子育て家庭と地域がつながる機会を積極的に作り関係性を豊かに広げる施策を推進します。

3. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

木島平村では、前回計画に引き続き、村全体で子育て支援体制づくりを進めていくこととし、村全体を1つの区域とします。

4. 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
安心して子育てでき、誰もが学び続けられる村 くみんなで育む 子どもたちの未来く	1 次代を担う人づくり	(1) 地域教材を取り入れた保育活動の推進
		(2) 保・小で連携した幼児教育の推進
		(3) 保育園の預かり機能の向上
	2 安心して産み育てることのできる環境づくり	(1) 安全な妊娠・出産への支援
		(2) 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実
		(3) 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実
	3 地域全体で子育てを支援する社会づくり	(1) 子育て家庭を支援するための拠点づくり
		(2) 子どもの安心・安全の確保
		(3) 多世代交流の推進

第4章 事業計画

1. 次代を担う人づくり

(1) 地域教材を取り入れた保育活動の推進

次代を担う子どもたちの健やかな成長のためには、「ふるさと木島平」の自然や産業、歴史、伝統文化の学習を通じて、地域の価値を再認識すること、ふるさとに愛情と誇りを持てる教育活動の充実を図るため、村内の人材活用などの積極的な推進を図ることのそれぞれが必要となります。

地域に根差した信州やまほいく（信州型自然保育）の推進により、木島平村の豊かな自然環境・豊かな地域資源を通じ、地域の人材を活用し、多様な体験活動を取り入れた保育を実施します。

このことを通じて、子どもたちの自己肯定感を高め、子どもたちの能力をさらに伸ばしていくことに繋がります。

(2) 保・小で連携した幼児教育の推進

保育園では、小学校以降の学びにつながる探求心や好奇心、聴く力や協調性を養うため、遊びを中心とした幼児教育の推進を図ります。

また小学校入学の際には、子どもたちは新たな生活様式・ルール・友達関係・学習の増加といったこれまでに経験のないことが一挙に押し寄せるため、保育園と小学校が連携して、子どもたちが安心してこれらを解決できるような体制づくりに努めます。

さらに前述の地域教材を取り入れた保育活動の推進とも関連して、保育の質の向上が欠かせません。そのために外部の保育園や幼稚園から新たな視線を取り入れたり、既存の取組みを見直したりすることに繋がられるように保育士の研修を行います。

(3) 保育園の預かり機能の向上

少子化や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等の理由から、木島平村においては、保育園入所児童が低年齢化しており、一方で保育園に入所していない児童においても保護者の就労・疾病等の理由から一時的に保育園に預けたいという需要も引き続きある状況です。

また、令和8年度には普段保育園に通っていない子どもたちの集団生活の機会を通じた子どもの成長を促すための制度である「誰でも通園制度」が開始されます。

保育園においては従来に無い需要・制度に対応するために預かり機能の向上が求められます。

①幼児期の教育・保育の提供体制の確保

担当：子育て支援係

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努めます。

◆認定区分と利用できる施設

区分	内容	利用施設
1号認定	3～5歳の学校教育のみ（保育を必要としない）の児童	幼稚園ほか
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童	保育園ほか
	3～5歳の保育を必要とする児童（幼稚園の利用希望あり）	幼稚園ほか
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童	保育園ほか

◆量の見込み

【1号認定】（3歳～5歳 教育のみ）

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保数	幼稚園・ 認定こども園	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

【2号認定】（3歳～5歳 保育の必要性あり）

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み		64	57	46	32	24
②確保数	保育所・ 認定こども園	64	57	46	32	24
②－①		0	0	0	0	0

【3号認定】（0歳～2歳 保育の必要性あり）

0歳児		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み		5	5	5	4	4
②確保数	保育所・ 認定こども園	5	5	5	4	4
②－①		0	0	0	0	0

1.2歳児		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み		18	13	10	10	8
②確保数	保育所・ 認定こども園	18	13	10	10	8
②－①		0	0	0	0	0

②多様な保育サービスの充実

担当：子育て支援係

保護者の就労形態等の多様化に対応できるよう、延長保育事業や病後児保育事業等の保育サービス等の充実を図ります。

ア．時間外保育事業（延長保育）

<事業の概要>

保育園の通常保育の前後の時間に延長して保育を行う事業です。

標準時間認定の場合は 11 時間保育（7:30～18:30）、短時間認定の場合は 8 時間保育（8:30～16:30）の前後（7:30～19:00）で延長して保育を行います。

<量の見込み及び確保数>

月間利用者数	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（人）	2 1	1 8	1 5	1 1	9
確保数（人）	2 1	1 8	1 5	1 1	9

イ．病後児保育事業

<事業の概要>

病気の回復期にあり、集団保育が適当でない児童の保育が、保護者の仕事の都合や出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育が困難な場合に一時的に保育する事業です。

<量の見込み及び確保数>

年間利用者数	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（人）	5	5	5	4	4
確保数（人）	5	5	5	4	4
確保数（施設）	1	1	1	1	1

ウ．一時預かり事業（一時保育）

<事業の概要>

保育園に入園していない児童を対象に、保護者の疾病や冠婚葬祭等で家庭での保育が困難な場合、一時的に保育園で預かる事業で、月 1 2 日まで利用できます。またこれに加えて、月 4 日まで理由を問わずに一時的に保育園で預かる事業である「リフレッシュ保育」も利用できます。

<量の見込み及び確保数>

年間利用者数	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（人）	2 0	1 8	1 6	1 4	1 4
確保数（人）	2 0	1 8	1 6	1 4	1 4

エ．乳児等通園支援事業（通称“こども誰でも通園制度”）

＜事業の概要＞

こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていないお子さんが、保護者の就労要件や理由を問わず、時間単位で月 10 時間まで保育所等を利用することができる制度で、令和 8 年度からスタートします。

＜量の見込み及び確保数＞

年間利用者数	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（実人数）	5	5	5	5
確保数（人）	5	5	5	5

2. 安心して産み育てることのできる環境づくり

（1）安全な妊娠・出産への支援

①妊婦健康診査・産婦健康診査

担当：健康福祉係

＜事業の概要＞

すべての妊婦が安心して安全に出産できるよう妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認するため、妊娠中に受診する妊婦健診にかかる費用を公費負担します。

また、出産後間もない産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等）を行い、母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るために受診する産婦健康診査にかかる費用を助成します。

（2）乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実

①乳児家庭全戸訪問事業

担当：健康福祉係

＜事業の概要＞

母子保健事業として保健師が家庭を訪問し、乳児や妊産婦の健康管理や育児相談等を行ないます。

＜量の見込み及び確保数＞

月間利用者数	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（人）	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
確保数（人）	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

②乳幼児健康診査

担当：健康福祉係

＜事業の概要＞

子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況、疾病・障がい等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施します。

③産後ケア事業

担当：健康福祉係

<事業の概要>

出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を医療機関や助産所等で行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

<量の見込み及び確保数>

登録児童数	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（人）	2	2	2	2	2
確保数（人）	2	2	2	2	2

④妊婦等包括相談支援事業（旧：伴走型相談支援事業）

担当：健康福祉係

<事業の内容>

妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、ニーズに即した必要な支援へつなぎます。経済的支援としての妊婦のための支援給付事業（旧：出産・子育て応援ギフト給付事業）と一体的に実施しています。

⑤ファミリーサポートセンター事業

担当：子育て支援係

<事業の概要>

地域において、子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）からなる会員組織を設立して実施する相互援助活動です。

これまで村には会員組織がないため事業を実施していませんでしたが、ニーズ調査や保護者の声、また核家族の増加などの影響から、休日や夜間の子の預かりや保護者が疾病状況にある場合の子の送迎など、頼る場所がなく困るという家庭が増えると予想されます。今後地域で子育てを支えるという観点からも、早急に体制を整える必要があるとともに、支援する側の育成などを進め、安心して子を預けられる場所の整備に努める必要があります。

計画策定の令和7年2月時点では事業を開始していませんが、今後早期に開始するよう努めることとし、量の見込み及び確保数を計画します。

<量の見込み及び確保数>

延べ利用人数	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（人）	3	3	3	3	3
確保数（人）	3	3	3	3	3
確保数（施設数）	1	1	1	1	1

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 担当：子育て支援係
<事業の概要>

小学校の空き教室を利用して保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びの場及び生活の場を提供して児童の健全育成を行う事業です。

村では、年々登録児童が増えていますが、常時4人のスタッフを配置し安全に楽しく放課後の時間を過ごすことができるよう運営に努めています。

<量の見込み及び確保数>

登録児童数	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（人）	63	60	56	48	42
確保数（人）	63	60	56	48	42

（3）社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実

①こども家庭センターの推進 担当：健康福祉係・子育て支援係

本村では、令和3年3月26日に子育て世代包括支援センターを、令和3年11月11日に子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、担当係間の連携を図りながら、子どもとその家庭へのサポートに取り組んできました。

今後は、両機関が一体となった子ども家庭センターを設置し、母子保健（民生課健康福祉係）と児童福祉（教育委員会子育て支援係）が更に連携・協働して、保健師や家庭児童相談員等が専門的見地からの相談支援等を継続実施するとともに、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に当事者に寄り添ったよりきめ細かで包括的に支援する体制を整えます。

②児童虐待防止策の充実

こども家庭センターと要保護児童対策地域協議会において、支援が必要な児童・家庭に対し、関係機関が連携した対応ができるよう情報共有を行い、迅速な支援を行います。

また、出産前に、出産後の養育における支援が特に必要と認められる妊婦を把握し、関係機関との情報共有や支援内容の検討を行い適切な支援につなげます。

③家庭児童相談員・スクールソーシャルワーカーの活用

様々な相談内容や緊急を要する相談に対応するため、本村では、独自に家庭児童相談員を配置しています。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、個々の相談や登校支援、関係機関との連携について助言を行います。また児童生徒や保護者の状況に応じて子育て世代包括支援センターにつなげるなど、適切な支援を早い段階から行います。

④障がい児等への特別な支援・配慮

障がい児及びその家族など特別な支援が必要な者には、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で障がい福祉サービスを提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。障がい児の早期発見、支援及び健全な育成の推進を図り、就学時、卒業時等において支援が円滑に引き継がれるよう関係機関との緊密な連携体制の確保に努めます。

保育園においては、支援が必要な子どもへ1対1の関わりが可能となる加配保育士等を配置するなど、きめ細やかな支援を継続していきます。

小・中学生に対する施策としては、前述のとおり家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制を継続するほか、設置を予定する子ども家庭センターにおいて、支援を必要とする学齢期児童とその保護者へ、様々な事情に対応した取り組みを継続、また新規検討を行っていきます。

⑤ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭は、生計の担い手と子育てという2つの役割を1人で担うこととなるため、経済的な面や養育・生活の面でも、不安定な状況に置かれることが多くなります。また、親との離別・死別は子どもの精神面にも大きな影響を与えるとされています。子育て家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、就業や生活全般、各種制度の利用又は園・学校生活の悩みなどに関する相談に幅広く応じるとともに、ニーズに応じて県福祉事務所や関係機関へつなぎ、生活支援の充実を図ります。

⑥子どもの貧困対策

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲を削がれやすいといわれています。経済的理由によって就学が困難になる等、子どもの成長過程に大きな影響を与えることも少なくないといえます。親世代から子世代へ貧困の連鎖を防止することも重要であり、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を推進してい

くことが大切です。村では、各関係機関で状況の把握に努めるとともに、要保護及び準用保護児童・生徒就学援助費を支給し、学用品購入費の一部や学校給食費の援助を行います。また、小・中学校入学祝い金や高校生就学費等補助金など、子どもの成長の節目に支えとなる経済的支援を行います。

⑦家庭への支援

家事・育児等に対して不安やストレスを抱える保護者、疾病・疲労その他の身体的又は精神的状況により養育が困難な状況になるなど、家庭が抱える不安や悩みは様々です。次の各事業は、現在村では実施がありませんが、今ある課題や今後のニーズの変化など状況に応じ、実施の検討をしていくことが必要です。

ア.子育て世帯訪問支援事業

＜事業の概要＞

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

イ.養育支援訪問事業

＜事業の概要＞

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れ又はそのリスクを抱える家庭、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、安定した養育に繋がるよう支援をする事業です。

ウ.親子関係形成支援事業

＜事業の概要＞

子どもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

エ.地域子育て相談機関

＜事業の概要＞

相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世

帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としています。行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあることから、身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するという目的を持っており、両者が連携することが必須の事業です。現在、村では子育て支援室が地域子育て支援拠点として利用者支援事業も実施していることから、一部同様の役割を担っていると言えますが、保育園に併設しており、利用は未就園児に限られるため、全ての子育て世帯が利用しやすい相談機関という位置づけではありません。

3. 地域全体で子育てを支援する社会づくり

(1) 子育て家庭を支援するための拠点づくり

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援室） 担当：子育て支援係 ＜事業の概要＞

子ども同士の遊びの場、親同士の交流の場、子育てに関する情報交換ができる憩いの場、子育てに関する相談の場として子育て支援室（おひさま広場）を毎日開放しています。週に一度、子育てやあそびに関する指導・助言や情報の提供などを行うおひさま教室を開催しています。

子育て支援コーディネーターを中心に関係機関による支援体制の連携を図りつつ、子育て支援室を拠点に地域で子育てを支える体制（地域の人材を活用しながら地域の人にも子育てに関わってもらえる体制）づくりを進めます。

＜量の見込み及び確保数＞

年間利用組数	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（組）	400	400	400	400	400
確保数（組）	400	400	400	400	400
確保数（施設）	1	1	1	1	1

②利用者支援事業（子育て支援室） 担当：子育て支援係

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や支援事業等の情報提供、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て世代包括支援センターの設置に伴い、より幅広く、切れ目のない子育て家庭への支援を行うことを目的に、令和3年4月より、子育て支援室において事業を開始しました。主に子育て支援コーディネーターが、これまで同様、相談・助言を行い、家庭のニーズや必要に応じて保健師やその他の関係機関と連絡調整を行います。

＜量の見込み及び確保数＞

年間利用組数	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保数(か所)	1	1	1	1	1

（２）子どもの安心・安全の確保

子どもが犯罪等に巻き込まれないよう地域で子どもの安全を見守る体制として、現在ある、学校運営協議会を中心に地域の人たちと連携した木島平村子ども安全見守り隊や防犯パトロール、また子どもを守る安心の家等、日常的な見守りを強化していきます。加えて、災害時に子どもたちが自らの安全を確保するための行動ができるよう、保・小・中及び放課後児童クラブにおいて、交通安全教室や防災教育を推進していきます。

また、通学路の危険個所の点検を行い、安全対策に取り組めます。

（３）多世代交流の推進

子育て世帯が安心して生み育てられる環境づくりには、地域の理解・協力が不可欠です。村では、子ども自身の成長に関わる体験会や保護者への子育てに関する講座や情報発信のほか、地域と子育て家庭をつなぐ機会を積極的につくり、子育てへの理解・関心を促進するとともに、子どもや保護者も地域に親しみ相互の関係向上を図ることを目的とした「家庭・地域子育てひろば事業」を行います。子育てに関する様々な分野について実習・体験・学習・講演を定期的に行い、世代間の交流を通しての学びや孤立感の軽減を図ります。

第5章 計画の推進体制

子育てを地域で支援していくためには、行政のみならず、子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、保育園、小学校をはじめ、関係団体や関係機関などとの連携を深め、情報の共有を図りながら、事業の推進・調整を行なうとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的且つ総合的に取り組んでいきます。

計画に基づく施策・事業の進捗状況については、毎年度点検、評価を行い、改善を図るとともに、着実な推進に努めます。